令和7年4月1日から保管場所標章が廃止されます

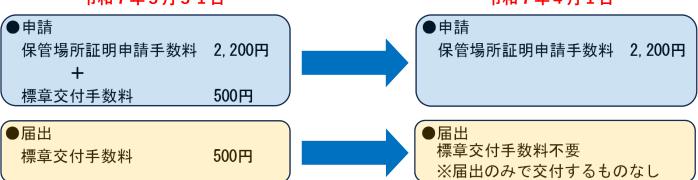
概要

- ・令和7年4月1日から、申請にかかる手数料は、保管場所証明申請手数料2,200円のみとなり、保管場所標章交付手数料500円は不要となります。
- ・届出(軽自動車、保管場所の変更)の手数料も不要となります。
- ・保管場所制度は存続しますので、引き続き適切な保管場所の確保が必要となります。

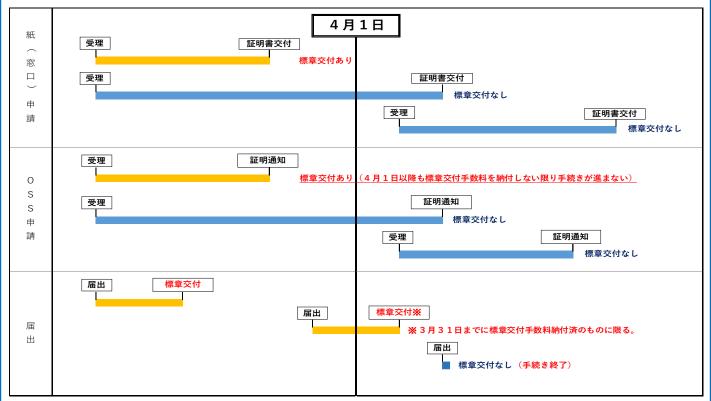


~令和7年3月31日

令和7年4月1日~



施行日前後における保管場所標章交付の有無について



- ●紙申請(交付予定日でなく、交付日が基準)
- ①証明書交付日が4月1日以降の場合、標章の交付はありません。
- ②証明書交付予定日が3月中で、交付日が4月1日以降の場合、標章の交付はありません。
- ●OSS申請(証明通知日が基準)
- ①証明通知日が4月1日以降の場合、標章の交付はありません。
- ●届出(届出日が基準)
- ①届出日が4月1日以降の場合、標章の交付はありません。
- ②届出日が3月31日までであれば、標章の交付があります。(3月31日までに標章交付手数料納付済のものに限る。)